

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）（平成 14 年 6 月金融庁総務企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>(削る)</p> <p>(大量保有報告書の非縦覧事項)</p> <p><u>4-3</u> 法第 27 条の 28 第 3 項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされる事項（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 36 号）第一号様式「第 2 提出者に関する事項」中「1 提出者（大量保有者）／1」の「(7) 保有株券等の取得資金」の「③ 借入先の名称等」）を記載した大量保有報告書（法第 27 条の 23 第 1 項及び第 27 条の 26 第 1 項の規定による大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第 27 条の 25 第 1 項及び第 27 条の 26 第 2 項の規定による変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書（以下 4-3 において「大量保有報告書等」という。）を提出する場合（開示用電子情報処理組織を使用しないで提出する場合を除く。）には、あらかじめ当該大量保有報告書等を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p><u>(投資信託証券に係る届出の効力発生)</u></p> <p><u>4-3</u> 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）8-1 本文の取扱いについての申出を行う場合には、当該申出に係る書面の提出をファクシミリによることができる。この場合においては、当該申出に係る書面の原本 2 通を遅滞なく提出することに留意する。ただし、当該申出に係る有価証券届出書が開示用電子情報処理組織を使用しないで提出されたときは、この限りでないことに留意する。</p> <p>(大量保有報告書の非縦覧事項)</p> <p><u>4-4</u> 法第 27 条の 28 第 3 項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされる事項（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 36 号）第一号様式「第 2 提出者に関する事項」中「1 提出者（大量保有者）／1」の「(7) 保有株券等の取得資金」の「③ 借入先の名称等」）を記載した大量保有報告書（法第 27 条の 23 第 1 項及び第 27 条の 26 第 1 項の規定による大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第 27 条の 25 第 1 項及び第 27 条の 26 第 2 項の規定による変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書（以下 4-4 において「大量保有報告書等」という。）を提出する場合（開示用電子情報処理組織を使用しないで提出する場合を除く。）には、あらかじめ当該大量保有報告書等を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。</p>